



ビューローベリタスジャパン株式会社 システム認証事業本部

231-0023 横浜市中区山下町1番地シルクビル 2F

TEL: 045-651-4784 / FAX: 045-641-4330

文書名: **初回工場審査及び初回製品試験契約書(標準)**

文書番号: **JISS03 Rev.1.1**

発行日: 2014/7/31

目次

| | |
|----------------------------|---|
| 第1条 (初回工場審査及び初回製品試験) | 4 |
| 第2条 (事前調査質問) | 4 |
| 第3条 (初回工場審査) | 4 |
| 第4条 (初回製品試験及びサンプル) | 4 |
| 第5条 (初回製品試験の実施場所) | 4 |
| 第6条 (フォローアップ) | 4 |
| 第7条 (認証書) | 4 |
| 第8条 (契約の有効期間) | 5 |
| 第9条 (費用の支払い) | 5 |
| 第10条 (審査実施に係る遵守事項) | 5 |
| 第11条 (経済産業省等の職員が立入る場合について) | 5 |
| 第12条 (認証審査結果等の公表) | 6 |
| 第13条 (機密の保持) | 6 |
| 第14条 (甲の乙に対する異議申立て) | 6 |
| 第15条 (契約の解除) | 6 |

| | |
|-----------------------------|---|
| 第 16 条 (不可抗力による契約の終了) | 6 |
| 第 17 条 (責 任) | 6 |
| 第 18 条 (合意管轄) | 7 |
| 第 19 条 (定めなき事項) | 7 |

改訂記録

| 改訂番号. 日付 | 頁 | 改訂内容 | 作成者 | 承認者 |
|---------------------|-------------|--|------------|--------------------|
| 0.0 19 Jan, 2007 | 全頁 | 社名変更に伴い、BVQI Japan Co., Ltd.で規定した JISS38 Rev. 0.0 を承継し、新たに制定した。 | Yoji NAKAI | Yoji NAKAI |
| 1.0 2010/6/30 | | 第 9 条（費用の支払い）における、「日程確認書」の 参照を削除。 | 鹿股 幸子 | 景井 和彦 2010/6/30 |
| 1.1 2014/7/31 | 4 6 6 | 第1条 ‘…第 3 条（初回工場審査）に定める及 び第 4 条…’ の ‘に定める’ を削除 第 14 条 段落修正 第 15 条 特別精算→特別清算 | 鹿股 幸子 | 染谷 美枝 2014/7/31 |

初回工場審査及び初回製品試験契約書

_____（以下、「甲」という。）とビューローベリタスジャパン株式会社（以下、「乙」という。）は、甲が乙に対し提出したJIS製品認証の審査申請に対し、乙が甲に対し実施するJIS製品認証審査について、次のとおり契約する。

第1条（初回工場審査及び初回製品試験）

甲は、その鉦工業品等を製造又は加工する工場又は事業場及び鉦工業品等が認証審査の要求事項に適合していることを検証するために乙が実施する第3条（初回工場審査）及び第4条（初回製品試験及びサンプル）に定める審査を受けなければならない。

第2条（事前調査質問）

乙は、初回工場審査の前に、甲が審査を受けられる体制にあるかどうかの事前調査のための情報を事前調査質問書により甲に要求することができる。

乙は、認証審査を実施可能と判断したときは、甲と協議のうえ、事前に審査計画書を作成する。

第3条（初回工場審査）

乙は、甲が提出した品質管理体制について書類審査を行うとともに、認証に係るすべての工場又は事業場の品質管理体制が平成17年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第六号の基準及び乙の定める要求事項に適合しているかどうかを審査する。

第4条（初回製品試験及びサンプル）

乙は、甲が所定の原材料を使用して、所定の製造又は加工設備及び製造又は加工方法により製造又は加工した製品の中から必要な個数のサンプルをランダムサンプリングにより抜き取り、製品試験を行う。

なお、乙はこの抜き取られたサンプルについて、次のことを確認する。

- 1) 当該サンプルは、当該認証の対象である製造又は加工工程を代表するものであること。
- 2) 当該サンプルの抜き取り後に、品質管理体制について変更又は修正があった場合、当該変更又は修正が当該サンプルを使用した初回製品試験を無効にするものでないこと。

第5条（初回製品試験の実施場所）

初回製品試験は、次のように行う。

- 1) 製品試験を第三者に依頼する場合は、甲、乙協議のうえ、決定する。
- 2) 甲の試験設備を使用する場合は、乙は、甲の試験設備、試験員等がISO/IEC 17025(JIS Q 17025)の該当する要求事項を満足しているか否か評価する。初回製品試験に係る費用は、第9条による。

第6条（フォローアップ）

乙は、第3条の審査において、検出された不適合事項について、甲の是正処置を確認するためにフォローアップの審査を行う。

第7条（認証書）

乙は、甲のJIS製品の初回工場審査及び初回製品試験において、次項に定める要件に適合していると認

めたときは、認証書を発行する。

- 1) 認証のための要求事項（工業標準化法関係法令の該当条文及び該当箇所、該当JIS、該当認証指針―乙が定めた要求事項）
- 2) 認証契約書（JISマーク等の表示の使用許諾に係わる契約書）の締結
- 3) 審査費用の支払い

第8条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、本契約成立の日から3年間を超えない初回工場審査及び初回製品試験終了時までとする。

第9条（費用の支払い）

乙の審査の実施に要する費用は、甲の負担とし、乙が別に定める「認証登録手数料規程」に基づいた費用を支払うものとする。

但し、第5条にて甲の試験設備を使用して甲の試験員が初回製品試験を行った場合は、その実費を乙の請求金額から差し引く。

甲が、初回工場審査、初回製品試験又はサンプリング日の30営業日前までに乙に書面による通知を行うことなく、かかる審査日を延期することを乙に申し出た場合には、甲は乙に対して、本件審査の見積額の25%か、1人当たりの1日分の日当額のうち、どちらか大きい方を支払うものとする。

甲が、初回工場審査、初回製品試験又はサンプリング日の60営業日前までに乙に書面による通知を行うことなく、本契約を解除することを乙に申し出た場合には、甲は乙に対して、当該審査費用の100%を支払うものとする。

甲は、本件審査終了後に乙から甲に発行される請求書の日付けから28日以内に、乙が指定する銀行口座に振り込むものとする。

乙は、甲が支払った費用について、原則として返還をしないものとする。

但し、甲の返還請求に正当な事由があると乙が認めるときは、費用の一部を返還する。

第10条（審査実施に係る遵守事項）

甲は、乙が審査の目的を達成するため、事業所の就業時間内に必要な限度において当該事業所の関係部署に立ち入ること及び審査の実施に必要な書類、記録等の閲覧を拒否してはならない。

乙は、審査の実施に際して、甲の事業所の従業員に適用される安全規則を遵守する。

甲は、乙の審査の実施に際して、事業所の従業員に適用される安全のための用具を無償で乙に貸与する。

第11条（経済産業省等の職員が立入る場合について）

主務大臣は、法を施行するために必要があると認めるときは、乙の業務の実施状況の検査のために、甲の工場、事業場、その他必要な場所に職員を立ち入らせることができ、職員が立ち入ることについて、甲は特段の理由が無い限り拒否することはできない。

第12条（認証審査結果等の公表）

乙は、甲が認証審査に合格した時は、次に掲げる事項について、乙の事務所での閲覧及びインターネットの乙のホームページに入力する方法により公表する。

- (1) 認証審査結果
- (2) 認証契約を締結した期日及び認証番号
- (3) 甲の氏名又は名称及び住所
- (4) 認証に係わるJISの番号及びJISの種類又は等級
(当該JISに種類又は等級が定められている場合に限る。)
- (5) 鋳工業品又はその加工技術の名称
- (6) 甲の工場又は事業場の名称及び所在地
(現に製造又は加工された特定の個数又は量の鋳工業品に係わる認証を行った場合（法第19条第3項但し書の規定により認証を行った場合を含む、以下同じ。）を除く。)
- (7) 法第19条第1項又は法第20条第1項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法
- (8) 現に製造又は加工された特定の個数又は量の鋳工業品に係わる認証を行った場合にあっては、当該鋳工業品の個数又はその包装、容器若しくは送り状に付されている識別番号又は記号及びその表示の方法
- (9) 認証に係わる法の根拠条項

第13条（機密の保持）

乙は、甲の認証に関連し知り得た認証された鋳工業品等及びその製造又は加工に関する一切の情報については認証業務のみに使用するものとし、他の目的に使用したり又は甲の承諾若しくは関連する法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に当該情報を漏洩してはならない。但し、本契約の締結時に公知であった情報、本契約の締結後に乙の故意又は過失によらずに公知になった情報及び乙が第三者から適法に取得した情報については除く。

第14条（甲の乙に対する異議申立て）

乙が甲に対し講じた措置について、甲は異議申立てを行うことができる。乙は、甲から異議申立てがあった場合、適切に措置しなければならない。

第15条（契約の解除）

両者は、90営業日前に書面により解約通知を行うことができ、当該90営業日を経過した時点で本契約は終了する。

乙は、甲に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 甲に乙との間の信頼関係を破壊する行為があったとき
- (2) 甲が支払いの停止又は破産宣言、特別清算、和議、会社整理若しくは会社更生の申立てを受け又は自ら申し立てたとき

第16条（不可抗力による契約の終了）

天災地変その他不可抗力により、乙の認証業務の遂行が不可能となったときは、本契約は当然に終了する。

第17条（責任）

通常の審査業務に係わる甲に関する損害について、乙は当該損害に対して補償する責任を負わない。但し、本条

第2項及び第3項はその限りではないものとする。

乙、その従業員、使用人、審査チーム又は代理人の側の重大な過失により甲に対して損害を生ぜしめた場合、乙が当該損害に対して補償する限度額は、本件業務に関して乙が甲に請求する対価の合計金額の5倍を超えないものとする。

乙、その従業員、使用人、審査チーム又は代理人の側の故意により甲に対して損害を生ぜしめた場合、乙は自己の責任と費用でかかる損害の賠償を行うものとする。但し、本条に定める責任制限の全て又は一部が違法又は強制力のないものと裁判所によって判断された場合には、その判定に従う。

乙は甲に対し、いかなる状況においても審査及び認証業務の実施から生じるあらゆる事柄についての結果的損失に関して責任を負わない。結果的損失とは、一切の間接的損失又は結果的に発生する損失・生産の減少・利益の減少・収入の減少・契約の喪失・営業上の信用の損失・使用権の損失又はその他の契約上の責任を含む。

甲は、甲が指定した関連法規制であって、かつ、乙が認証審査時にかかる指定を適当と判断した規制に対して違反行為を行った場合、乙にかかる事実を報告するものとする。本件業務において遵法がされていない又は逸脱する傾向が確認された場合、乙は甲にその内容を伝達する。甲はその内容を鑑み対応策を乙に示し、乙はその対策を検証する。

第18条（合意管轄）

本契約及び本契約に基づく権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属の合意管轄裁判所とする。

第19条（定めなき事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈適用に疑義が生じた事項については、甲及び乙は日本の法令及び慣習に則り誠意をもって協議のうえ、その解決を図るものとする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲、乙各自記名捺印のうえ、その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

印

乙：神奈川県横浜市中区山下町1番地シルクビル
ビューローベリタスジャパン株式会社

印